

和泉個審答申第 12 号

平成28年10月24日

和泉市教育委員会教育長 藤原 明 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 松 田 聰 子

学校・警察相互連絡制度による個人情報の収集及び提供について（答申）

平成28年9月7日付け和泉教指第1782号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づく本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

2 実施機関の諮問の概要

(1) 個人情報の収集及び提供について

和泉市教育委員会及び大阪府警察本部は、青少年の健全育成を図るため、非行やいじめ等の問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保について、必要な情報連絡を相互に取り合い、連携を行う協定書を締結する。

協定書によれば、和泉市教育委員会並びに和泉市立小学校・中学校及び義務教育学校（以下「学校等」という）と、大阪府警察本部及び大阪府内の警察署（以下「警察署等」という）は、連絡対象事案に関連する児童・生徒について、その者を特定するため①学校名②氏名③生年月日④住所、及び適切な指導を図るため⑤事案の概要をそれぞれ共有することとし、これらの個人情報について、連絡対象事案を取り扱った校長若しくは警察署長又は校長若しくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡で、情報の収集及び提供を行う。

(2) 個人情報保護措置について

個人情報保護の観点から、情報の収集及び提供については次の事案に限定する。

まず、学校等から警察署等への連絡対象事案は、児童・生徒の非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案のみとする。また、警察署等から学校等への連絡対象事案は、逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案で、警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案に限る。

学校等は、相互に提供された情報について、口頭連絡による情報を紙媒体にのみ記録し、鍵のかかるロッカーにて適正に保管し、対象児童・生徒が卒業した際には、当該情報を破棄するものとする。また、連絡対象事案に関係する児童・生徒への対応に当たっては、あくまで当該児童・生徒に対する理解・指導の目的にのみ用いるものとし、不利益を与えるものではない。

(3) 諮問の必要性

以上のとおり、和泉市教育委員会及び大阪府警察本部が協定書を締結した上で、当該児童・生徒に関する個人情報を収集し及び外部提供することから、実施機関は、保護条例第8条第3項第6号及び第9条第1項第6号の規定に基づき当審査会に諮問した。

3 審査会の判断

保護条例第8条第3項では、個人情報の収集は、本人から行わなければならないことを実施機関に義務付けるとともに、例外的に本人以外のものから個人情報を収集できる要件を定めたものである。また、保護条例第9条第1項では、実施機関が適正に収集した個人情報であっても、当初の目的以外での利用や外部への提供を行うことは、個人の尊厳の確保と市民の基本的人権の擁護に反するおそれがあるため、実施機関の個人情報の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。ただし、本人同意があるとき又は法令等に定めがあるとき等は、本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めているほか、審査会が公益上特に必要であると認めた場合にも本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めている。

本協定の締結は、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害の防止及び安全確保に関し、学校等及び警察等との間で児童・生徒の特定等に必要な個人情報の共有を図ることで、青少年の健全育成を図るという点において、一定の公益目的があると認められる。一方、児童・生徒の非行やいじめ等という極めて他人に知られたくないと望む個人情報を相互連携しようとするものであるから、その利用に際しては、個人情報の漏えいや滅失、また、誤った個人情報の提供等、個人の権利利益を侵害するおそれがないように次の保護措置を講じるよう意見を付して、承認するものとする。

- ・ 収集及び提供する情報の範囲は、学校名・氏名・生年月日・住所・事案の概要に限定すること。
- ・ 収集及び提供した個人情報について、所定の様式に手書きで記入すること。

- ・収集及び提供した個人情報について、データ化せず、紙媒体で厳重に保管し、当該児童・生徒が卒業した際には直ちに廃棄すること。
- ・学校でのプリントの配布、広報誌への掲載等により、本協定の保護者への周知を徹底すること。
- ・本協定の締結について議会への報告を行うこと。

(参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
平成28年9月1日	諮問書の受理
平成28年9月7日	審査会招集 <ul style="list-style-type: none"> ・指導室からの説明 ・質疑応答 ・審議
平成28年10月24日	実施機関への答申